

一般財団法人福岡県建築住宅センター

建築物省エネルギー性能表示制度評価業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める一般財団法人福岡県建築住宅センター建築物省エネルギー性能表示制度評価業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人福岡県建築住宅センター（以下「センター」という。）が実施する、建築物の省エネルギー性能の評価（以下「評価」という。）業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(技術的審査に係る評価手数料の額)

第2条 業務規程第12条に規定する評価手数料の額は、評価一件につき、住宅の戸数の区分により、別表1に掲げるとおりとする。

(附則)

この規程は、平成28年7月19日より施行する。

この規程は、平成29年5月1日より施行する。

この規定は、令和4年4月1日より施行する。

この規定は、令和4年10月1日より施行する。

別表1 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）に係る申請手数料

(単位:円、税込(税率10%))

<ul style="list-style-type: none"> ●一戸建ての住宅 ●長屋 ●重ね建て住宅 ●共同住宅(共用部分を除く) 	住戸数	1戸	単独審査	38,500	
			併願審査(右記の評価・審査と合わせてBELS評価を受ける場合)	長期使用構造等確認の依頼をするもの	5,500
				設計住宅性能評価の評価を受けるもの ※1	
<ul style="list-style-type: none"> ●長屋 ●重ね建て住宅 ●共同住宅(共用部分を除く) 	住戸数	2-5戸		62,700	
		6-10戸		85,800	
		11-25戸		117,700	
		26-50戸		161,700	
		50戸以上		別途見積	

※ 計画変更の場合の手数料は上記審査料金(税抜)の2分の1の額とし、1,000円未満を切捨てる(消費税は別途)。ただし、申請書の記載事項のみの変更については、2,200円(税込)とする。

※ 評価書を再交付申請する場合の手数料は2,200円(税込)とする。

※1 5-1(断熱等性能等級)又は5-2(一次エネルギー消費量等級)が等級1であるものを除く。